

金融庁、人的資本開示の拡充を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の公開草案を公表

金融庁は、2025年11月26日、有価証券報告書に人的資本に関する開示の拡充を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の公開草案を公表しました（コメント期限：2025年12月26日）。

有価証券報告書

人的資本

開示府令



News

- 「人材戦略に関する基本方針等」として、新たに経営方針・経営戦略等に関連付けた具体的な人材戦略の記載、および従業員給与（賞与を含む）の額や内容の決定に関する方針について、具体的な記載をすることが提案されています。
- 「従業員の状況」において、新たに平均年間給与の「対前事業年度増減率」を記載すること、および、連結会社（外国会社を除く）のうち、従業員数が最も多い会社に係る情報についても開示を求めることが提案されています。
- 改正後の規定について公布日からの施行が提案されています。このため、3月決算会社においては、**2026年3月期の有価証券報告書**から改正後の定めに基づく開示が必要となることが見込まれます。



Background

本公開草案は、2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」において、有価証券報告書における人的資本に関する開示の拡充が提言されたことを受けたものです。

本公開草案に対するコメントは2025年12月26日までとされています。今後、寄せられたコメントを踏まえ、**2026年1月中**を目途に最終化されることが見込まれます。



Insight

本公開草案の背景にある「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」では、企業の戦略達成・価値創造において人的資本は重要な要素であり、それゆえ、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用である旨が示されています。

現在、国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）では、人的資本に関するリスク及び機会に関する開示についてリサーチが進められており、今後、人的資本に関する情報開示の重要性が更に高まることが見込まれます。

1. 開示府令改正の背景

有価証券報告書における人的資本に関する開示の拡充については、「経済財政運営と改革の基本方針（通称「骨太の方針」）2025」（2025年6月公表）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（2025年6月公表）および「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」（2025年6月公表）等においてその方針が示されていました。また、金融庁は、2025年8月に開催された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第1回）において、2026年3月期の有価証券報告書から人的資本に関する開示を拡充する方針を示していました。

これらを踏まえ、本年11月26日に、金融庁から、人的資本に関する開示の拡充を含む、企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という）およびガイドラインの改正案（以下、「本公開草案」という）が公表されました。

2. 本公開草案の概要

（1）人材戦略に関する基本方針等の開示（開示府令 第二号様式 記載上の注意（58-2）、第三号様式 記載上の注意（39-2））

本公開草案では、有価証券報告書に新たに「人材戦略に関する基本方針等」の開示を設け、以下の内容について具体的に開示することが提案されています。

- 連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けた、連結会社の人材戦略
- 連結会社の従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針（ただし、提出会社に係るものに限ることもできる）

また、連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む従業員の給与（賞与を含む）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、開示することが提案されています。

（2）従業員の状況に関する開示の拡充（開示府令 第二号様式 記載上の注意（58-3）a,b、第三号様式 記載上の注意（39-3）a,b）

本公開草案では、提出会社の最近日現在の従業員について、平均年間給与の対前事業年度増減率※1の開示を新たに求めるほか、提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社（いわゆる「持株会社」）の場合、最大人員会社（外国の会社を除く連結会社のうち、最近事業年度における従業員数が最も多い会社）について、提出会社と同一の内容の開示を求めることが提案されています。

※1 最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を、当該事業年度における平均年間給与の額で除した割合

図表1：本公開草案に沿った従業員の状況に関する開示のイメージ

現行				
会社名	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
提出会社	200	45	20	8,000,000

平均年間給与の
「対前事業年度比」を追加

会社名	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
提出会社	200	45	20	8,000,000	6.2%
子会社A	1,000	40	15	7,000,000	5.5%

連結会社（外国会社を除く）のうち、最近事業年度における従業員数が
最も多い会社（最大人員会社）について、提出会社と同一の内容を開示

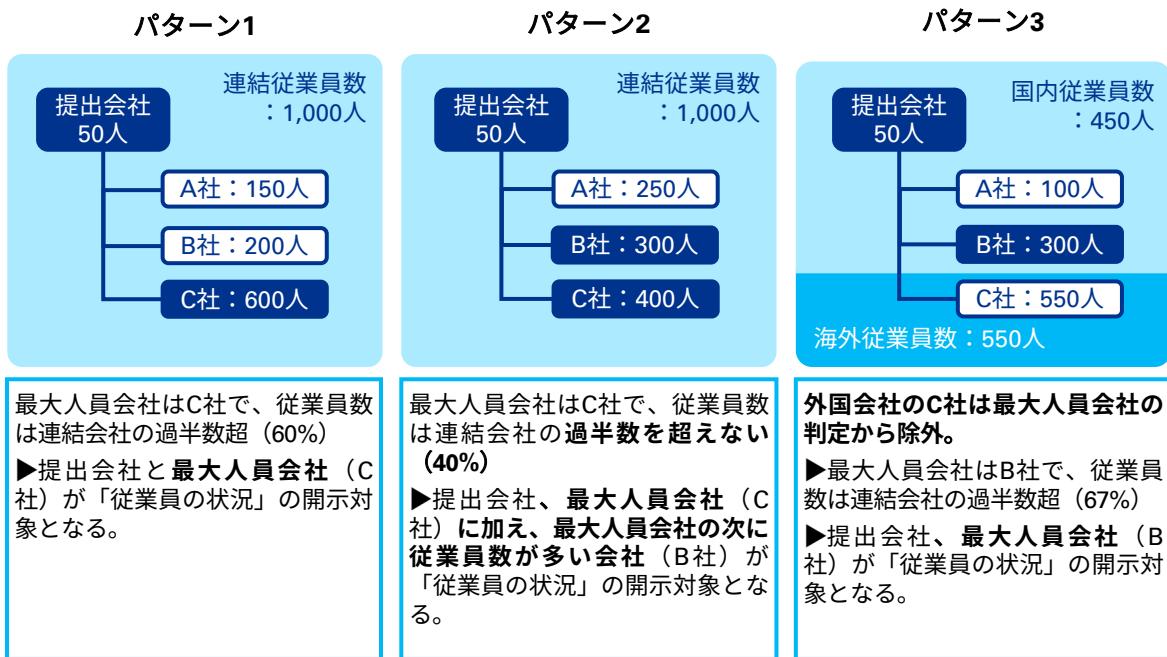
出所：金融審議会「第1回 ディスクロージャーウーリング・グループ」資料3 事務局資料（金融庁）
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/shiryou/20250826/03.pdf) を基にあづさ監査法人作成

また、本公開草案の提案では、最大人員会社の従業員数が、連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超えるか否かによって、「従業員の状況」の開示対象が異なります。具体的には、以下の提案がされています。

- 最大人員会社の従業員数の連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超える場合
 - ▶ 「従業員の状況」の開示対象は、提出会社と最大人員会社
- 最大人員会社の従業員数の連結会社の従業員数に占める割合が過半数を超えない場合
 - ▶ 「従業員の状況」の開示対象は、提出会社と最大人員会社と最大人員会社の次に従業員数が多い会社

この他、外国会社は最大人員会社の定義には含まれないことが提案されています。このため、最大人員会社の判定をする際に、外国会社の従業員数は除外する必要があります。

図表2：本公開草案の「最大人員会社」の考え方



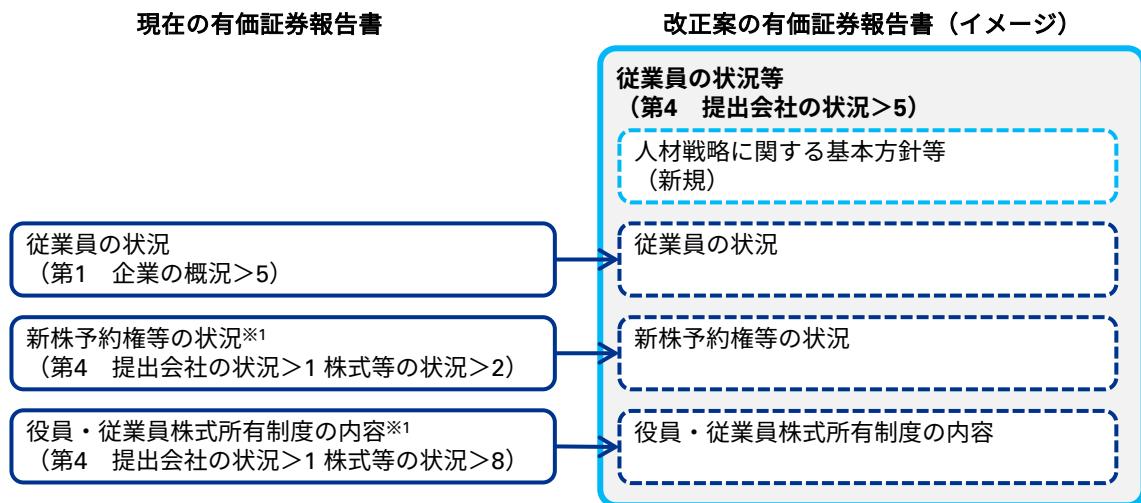
出所：あずさ監査法人作成

(3) 人的資本に関する開示箇所の整理（開示府令 第二号様式 記載上の注意（58-3)e、第三号様式 記載上の注意（39-3）e）

本公開草案では、人的資本に関する開示について、有価証券報告書における開示箇所を整理する提案がされています。具体的には、以下の提案がされています。

- 新たに「第4 提出会社の状況」の次に「5 従業員の状況等」を設け、現在の「従業員の状況」と新たに開示を求める「人材戦略に関する基本方針等」の開示を含める。
- 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合における「新株予約権等の状況」の開示、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合における「役員・従業員株式報酬制度の内容」の開示を、「5 従業員の状況等」に含めて開示することができる。

図表3：本公開草案の「従業員の状況等」イメージ



※1 制度を導入している場合に、記載の集約を認める

出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について（金融庁）（<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html>）を基にあずさ監査法人作成

3. 適用時期

本公開草案に対するパブリックコメントは、本年12月26日まで実施され、その後、2026年1月末ごろに最終化・公表されることが見込まれます。

また、本公開草案では、改正後の規定について、公布日からの施行と、2026年3月31日以降に終了する事業年度の有価証券報告書から適用することが提案されています。このため、3月決算会社においては、2026年3月期の有価証券報告書から改正後の定めに基づく開示が必要となることが見込まれます。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト © IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSBT™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public